

○函館工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程

平成16年4月1日  
函高専達第47号

(設置)

第1条 函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、地域共同テクノセンター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、地域との共同利用を通して独創的な研究や創造的な研究の発展を目指すことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 地域との連携における研究推進
- 二 地域との共同における研究開発
- 三 その他必要とする事項

(審議)

第4条 センターの管理運営等に関する事項は、地域共同テクノセンター運営委員会(以下「委員会」という。)において審議する。

2 委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(部門)

第5条 センターに次に掲げる部門(室)を置く。

- 一 研究開発推進部門・・・主にセンターの運用、センターの所有する機器・装置等の保守管理、機器・装置等の導入計画立案、学内研究総括とセンター年報等の発刊を行う。
- 二 産学連携推進部門(技術相談室)・・・主に受託研究・共同研究のコーディネート、技術相談、産学官連携行事の企画・運営等、産学官連携等を目的とした刊行物の発刊を行う。
- 三 生涯学習推進部門・・・主に公開講座、社会人のリフレッシュ教育、出前講座、地域への研究等のPR活動を行う。

(組織)

第6条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 コーディネーター
- 四 部門長
- 五 技術相談室長
- 六 部門員
- 七 センター員

(センター長等)

第7条 センターにセンター長を置き、センターの業務を総括する。

- 2 センター長は、本校の専任教員(准教授以上)のうちから校長が指名する。
- 3 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(副センター長等)

第8条 センターに副センター長2名を置き、センター長の業務を補佐する。

- 2 副センター長は、本校の専任教員(准教授以上)のうちから校長が指名する。
- 3 センター長に事故があるときは、副センター長のうちからあらかじめセンター長の指名した者が、その業務を代行する。
- 4 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(コーディネーター)

第9条 コーディネーターは、センターが行う地域連携・産学連携に係る企画・連絡・調整を行うとともに産業界・自治体との連携の強化を行う。

- 1 コーディネーターは、本校の専任教員のうちから校長が指名する。
- 2 コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(部門長、技術相談室長及び部門員)

第10条 部門長は、第5条各号に定める部門ごとに、センター長及び副センター長のうちから校長が指名する。

- 2 技術相談室長は、産学連携推進部門長が兼務する。
- 3 部門員は、第5条各号に定める部門ごとに、本校の専任教員のうちから校長が指名する。
- 4 前項の部門員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となった場合の後任の者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(センター員)

第11条 センターに、センター員として本校の専任教員全員を置き、第3条に掲げるセンターの業務を行う。

(庶務)

第12条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。